

酒田第一タクシー(株)八幡乗合タクシーの廃止
及び遊佐乗合タクシーの減便について

1 事業概要

「遊佐・八幡乗合タクシー」は酒田第一タクシー株式会社が平成 16 年 7 月 1 日から運行を開始し、八幡地域・遊佐町と酒田市街地間を相互に結ぶ予約型乗合タクシー事業です。

社会情勢の変化により、また、八幡地域においては代替交通として路線バス及び酒田市営バス等もあることから、以下のとおり変更するものです。

2 変更しようとする内容

(1) 八幡乗合タクシーの廃止

八幡地域と酒田市街地を結ぶ乗合タクシーの運行を廃止します。

(2) 遊佐乗合タクシーの減便

遊佐町と酒田市街地を結ぶ乗合タクシーの便を次のとおり減便します。

| 変更前 | | 変更後 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 酒田発 | 遊佐発 | 酒田発 | 遊佐発 |
| 12:00 | 8:00 | 12:00 | 8:00 |
| 13:00 | 9:00 | 13:00 | 9:00 |
| 17:00 | 12:30 | 17:00 | 12:30 |
| 21:00 | 13:30 | — | 13:30 |
| 22:30 | 17:30 | — | 17:30 |
| — | 21:30 | — | — |
| — | 23:00 | — | — |

3 実施日 令和 3 年 1 月 1 日

酒都デ発第 130 号

令和 2 年 11 月 5 日

酒田市地域公共交通会議 委員 様

酒田市地域公共交通会議

会長 矢口 明子

(公 印 省 略)

令和 2 年度第 2 回酒田市地域公共交通会議（書面協議）の協議結果について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市の地域公共交通行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和 2 年 10 月 7 日付けで書面により協議いたしました案件については、以下の結果となりましたので報告いたします。

審議に感謝申し上げますと共に、今後も地域公共交通の課題解決にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 協議事項及び協議結果

酒田第一タクシー(株) 八幡乗合タクシーの廃止及び遊佐乗合タクシーの減便について

[協議結果]

委員 21 名中 21 名が同意 ◆承認されました。

◆構成員の過半数の同意が得られたので、酒田市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 5 項に基づき承認されたものとします。

■問合せ先

[事務局]

〒998-8540 酒田市本町二丁目 2 番 45 号

酒田市企画部都市デザイン課地域公共交通係

☎:0234-26-5756 FAX:0234-26-6482 担当：成澤

E-mail: kotu@city.sakata.lg.jp